

オンライン会議システム等を活用した教育委員会会議の運用（変更）について

1 変更趣旨

- 令和3年（2021年）3月の定例会において、「オンライン会議システム等を活用した教育委員会の会議の運用について」報告し、令和3年（2021年）4月以降、「教育委員会におけるオンライン会議システムの活用方針（以下「活用方針」という。）」により運用してきた。
- 臨時会等の開催に当たり、教育委員会室等に来ることができない場合もオンライン会議システムを活用できるようにする必要があるため、運用を変更する。
- また、セキュリティポリシーを遵守した上で、オンライン会議システムの活用の利便性を高めるため、「オンライン会議システム活用時の運用及び注意事項」を変更する。

2 教育委員会におけるオンライン会議システムの活用方針

- 教育委員会会議の開催に当たり、「災害等（感染症防止を含む）の事情」及び「緊急的に会議を行う必要があるとき」であって、「教育委員会室等に委員を召集することができない場合」には、オンライン会議システムを活用することができる。
 - また、このときにおいて、委員が教育委員会室等に来ることができない場合もオンライン会議システムを活用することができる。
- ※ 感染症は、新型コロナウイルスのほか、インフルエンザ又はこれらの疑いなどを含むものとする。

3 教育委員会におけるオンライン会議システム活用時の運用及び注意事項

<変更概要>

- オンライン会議システムツールを限定せず、県で使用しているツールを利用できるようにする。
- 非公開案件についても、セキュリティポリシー等の遵守のもと、委員以外が立ち入らない個室での参加を認める。
- このほか、字句を整理する。

<変更案>

以下のとおり熊本県電子情報保全対策基本方針及び熊本県電子情報保全対策要項に沿った運用を行う。

- ① オンライン会議システムについては、県で使用しているオンライン会議ツールを活用する。
- ② 公開・非公開案件に関わらず、委員個人のPCを用いて自宅、勤務地等の委員以外の者が立ち入らない個室又は教育事務所等の県の施設において、オンライン会議システムを活用する。
- ③ 委員は、オンライン会議活用前に別添「オンラインでの教育委員会会議におけるセキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書」に署名し、活用の際は、これを遵守する。
- ④ 傍聴人及び記者は、従来どおり教育委員会室にて傍聴できるものとする。

4 運用（変更）開始時期

令和5年（2023年）6月6日とする。

新旧対照表

■ 教育委員会におけるオンライン会議システムの活用方針

旧	新
<p>教育委員会会議の開催に当たって、<u>災害等（新型コロナウイルスも含む）の事情により、教育委員会室等に委員を召集することができない場合、緊急的に会議を行う必要がある場合には、オンライン会議システムを活用する。</u></p> <p>また、委員において、<u>災害等（新型コロナウイルスも含む）の事情により教育委員会室等に出張できない場合にもオンライン会議システムを活用することができる。</u></p>	<p>教育委員会会議の開催に当たり、「<u>災害等（感染症防止を含む）の事情</u>」及び「<u>緊急的に会議を行う必要があるとき</u>」であって、「<u>教育委員会室等に委員を召集することができない場合</u>」には、<u>オンライン会議システムを活用することができる。</u></p> <p>また、<u>このときにおいて、委員が教育委員会室等に来ることができない場合もオンライン会議システムを活用することができる。</u></p>

■ 教育委員会におけるオンライン会議システム活用時の運用及び注意事項

旧	新
<p>以下のとおり熊本県電子情報保全対策基本方針及び熊本県電子情報保全対策要項に沿った運用を行う。</p> <p>① <u>オンライン会議システム使用の際は、教育委員会 Web 会議システム（VQS コラボ）を使用する。</u></p> <p>② <u>公開案件のみの会議の場合は、教育委員の自宅もしくは勤務地から参加する。</u></p> <p>③ <u>非公開案件が含まれる会議の場合は、教育委員個人PCから情報流失するリスクを回避するため、各委員自宅又は勤務地の最寄りの教育事務所（または県庁）に来庁し、オンライン会議システムを活用する。</u></p> <p>④ <u>教育委員はオンライン会議活用前に別添「オンラインでの教育委員会会議におけるセキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書」に署名し、活用の際は遵守する。</u></p> <p>⑤ <u>傍聴人及び記者については、従来どおり教育委員会室にて傍聴できるものとする。</u></p>	<p>以下のとおり熊本県電子情報保全対策基本方針及び熊本県電子情報保全対策要項に沿った運用を行う。</p> <p>① <u>オンライン会議システムについては、県で使用しているオンライン会議ツールを活用する。</u></p> <p>② <u>公開・非公開案件に関わらず、委員個人PCを用いて自宅、勤務地等の委員以外の者が立ち入らない個室又は教育事務所等の県の施設において、オンライン会議システムを活用する。</u></p> <p>③ <u>委員は、オンライン会議活用前に別添「オンラインでの教育委員会会議におけるセキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書」に署名し、活用の際は、これを遵守する。</u></p> <p>④ <u>傍聴人及び記者は、従来どおり教育委員会室にて傍聴できるものとする。</u></p>